

副検事、簡易裁判所判事の経験者の活用等について・参照条文

検察庁法

第一条 検察庁は、検察官の行う事務を統括するところとする。

2 検察庁は、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁及び区検察庁とする。

第二条 最高検察庁は、最高裁判所に、高等検察庁は、各高等裁判所に、地方検察庁は、各地方裁判所に、区検察庁は、各簡易裁判所に、それぞれ対応してこれを置く。

2 ~ (略)

第三条 検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事とする。

第四条 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。

第五条 検察官は、いずれかの検察庁に属し、他の法令に特別の定のある場合を除いて、その属する検察庁の対応する裁判所の管轄区域内において、その裁判所の管轄に属する事項について前条に規定する職務を行う。

第十五条 検事総長、次長検事及び各検事長は一級とし、その任免は、内閣が行い、天皇が、これを認証する。

2 検事は、一級又は二級とし、副検事は、二級とする。

第十六条 検事長、検事及び副検事の職は、法務大臣が、これを補する。

2 副検事は、区検察庁の検察官の職のみにこれを補するものとする。

第十八条 二級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。

一 司法修習生の修習を終えた者

二 裁判官の職に在つた者

三 三年以上政令で定める大学において法律学の教授又は助教授の職に在つた者

2 副検事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者で政令で定める審議会等(国家行政組織法(昭和三十二年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)の選考を経たものの中からもこれを任命することができる。

一 裁判所法(昭和三十二年法律第五十九号)第六十六条第一項の試験に合格した者

二 三年以上政令で定める二級官吏その他の公務員の職に在つた者

3 三年以上副検事の職に在つて政令で定める考試を経た者は、第一項の規定にかかわらず、これを二級の検事に任命及び叙級することができる。

法務省組織令

(設置)

第五十七条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。

法制審議会

検察官・公証人特別任用等審査会

(検察官・公証人特別任用等審査会)

第五十九条 検察官・公証人特別任用等審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 副検事の選考(検察庁法(昭和三十二年法律第六十一号)第十八条第

二項に規定する選考をいう。）を行うこと。

二 検察官特別考試（検察庁法第十八条第三項に規定する考試をいう。）
を行うこと。

三～（略）

2 前項に定めるもののほか、検察官・公証人特別任用等審査会に関し必要な事項については、検察官・公証人特別任用等審査会令（平成十五年政令第四百七十七号）の定めるところによる。

裁判所法

第三十二条（裁判官） 各簡易裁判所に相応な員数の簡易裁判所判事を置く。

第三十三条（裁判権） 簡易裁判所は、次の事項について第一審の裁判権を有する。

一 訴訟の目的の価額が百四十万円を超えない請求（行政事件訴訟に係る請求を除く。）

二 罰金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪、刑法第八十六条の罪、同法第二百三十五条の罪若しくはその未遂罪又は同法第二百五十二条若しくは第二百五十六条の罪に係る訴訟（第三十一条の三第一項第三号の訴訟を除く。）

2 簡易裁判所は、禁錮以上の刑を科することができない。ただし、刑法第三百十条の罪若しくはその未遂罪、同法第八十六条の罪、同法第二百三十五条の罪若しくはその未遂罪、同法第二百五十二条、第二百五十四条若しくは第二百五十六条の罪、古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第三十一条から第三十三条までの罪若しくは質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）第三十条から第三十二条までの罪に係る事件又はこれらの罪と他の罪とにつき刑法第五十四条第一項の規定によりこれらの罪の刑をもつて処断すべき事件においては、三年以下の懲役を科することができる。

3 簡易裁判所は、前項の制限を超える刑を科するのを相当と認めるときは、訴訟法の定めるところにより事件を地方裁判所に移さなければならない。

第四十条（下級裁判所の裁判官の任免） 高等裁判所長官、判事、判事補及び簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。

- 2 高等裁判所長官の任免は、天皇がこれを認証する。
- 3 第一項の裁判官は、その官に任命された日から十年を経過したときは、その任期を終えるものとし、再任されることができる。

第四十四条（簡易裁判所判事の任命資格） 簡易裁判所判事は、高等裁判所長官若しくは判事の職に在つた者又は左の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して三年以上になる者の中からこれを任命する。

一 判事補

二 検察官

三 弁護士

四 裁判所調査官、裁判所事務官、司法研修所教官、裁判所書記官研修所教官、法務事務官又は法務教官

五 第四十一条第一項第六号の大学の法律学の教授又は助教授

- 2 前項の規定の適用については、同項第二号乃至第四号に掲げる職に在つた年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在つた年数とする。
- 3 司法修習生の修習を終えないで検察官に任命された者の第六十六条の試験に合格した後の検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。

第四十五条（簡易裁判所判事の選考任命） 多年司法事務にたずさわりの、その他簡易裁判所判事の職務に必要な学識経験のある者は、前条第一項に掲げる者に該当しないときでも、簡易裁判所判事選考委員会の選考を経て、簡易裁判所判事に任命されることができる。

- 2 簡易裁判所判事選考委員会に関する規程は、最高裁判所がこれを定める。